



「令和7年青森県東方沖を震源とする地震」に伴う災害救助法の適用について
特別無償修理サービスのご案内

平素は格別なお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害に被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。今回の災害で被災されたお客様に対し、フィリップス液晶ディスプレイ製品が修理可能な状態であれば、無償にて修理させていただきます。(※機種によっては修理部材の不足により、修理できない場合がございます。その際は何卒ご容赦ください様よろしくお願い申し上げます)

■対象製品

フィリップス液晶ディスプレイ、フィリップス液晶デジタルサイネージディスプレイ

■支援対象適用地域

災害救助法適用地区のお客様

適用地区等詳細につきましては、「内閣府HPの災害救助法の適用状況」のページにてご確認ください。

令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害救助法の適用について

■お問い合わせ先・送り先

電話番号：0120-060-530

メールアドレス：philips-support@seamless.co.jp

■特別対応の受付期間

2026年4月30日まで

フィリップスモニター・サポートセンター